住所　千葉県松戸市新松戸東10番地2
鄒楊　昭和53年6月1日生
住所　東京都板橋区弥生町68番7―309号
彭毅娟　昭和44年2月8日生
住所　千葉市中央区道場南1丁目4番2号
陳飛　昭和56年12月25日生
住所　長野県飯田市毛賀544番地
姜賀淇　平成5年2月9日生
住所　三重県四日市市城東町17番3号
李津　昭和62年8月24日生
住所　長崎県諫早市飯盛町平古場1233番地1
李暁平　昭和55年6月16日生
住所　島根県松江市八束町二子52番地3
サリタ・メンドザ・アベ　昭和45年10月29日生
ベーラ・クラウデット・メンドザ・アベ　平成9年10月12日生
住所　東京都大田区山王2丁目39番23―104号
崔雪花　昭和54年4月2日生
住所　東京都台東区清川1丁目28番7号
朴珍玉　昭和47年3月12日生
住所　浜松市中区佐藤2丁目3番5号
游麗蓉　昭和58年1月8日生
住所　東京都港区麻布十番3丁目13番4―201号
鷲信子　昭和52年7月14日生

○財務省告示第二百六十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年七月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月五日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百七十八億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百十一億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆三千三百五十八億七千五百五十六万七百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百九億四千七百七万八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年七月六日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭二厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭二厘八毛

十二　償還期限　平成二十一年十月五日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十一年七月六日

○財務省告示第二百六十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年七月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月五日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆二千二百四十七億千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二千七百五十一億七千万円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　三兆二千二百二十二億八百三十六万千円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千七百四十九億五千五百三十六万七千四百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年七月十日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十二銭以上のそれぞれの応募価格